

3月20日(日)

市役所窓口業務を行いません

3月20日(日)は、システム入替えを行うため、窓口業務を行いません。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いします。

行わない業務

通常の日曜日窓口開庁の業務

注意

□住民票などの自動交付機(市役所地下1階)は平常どおり利用できます。

□戸籍関係の届出は、市役所地下1階警備員室で受け付けます。

※1階正面玄関は閉鎖しています。利用する方は青梅線側地下1階玄関からお入りください。
問合せ 課税課市民係 ☎ 189



▲自動交付機の利用は利用できます

「いっしょに」一歩を踏み出しませんか?

「仕事に就きたいけど、ブランクがある」「自分だけではどうしたらいいかわからない」「今はまだ大丈夫だけど、将来が不安」など、ひとりで悩んでいませんか?まずは相談から!一緒に一歩を踏み出しましょう!

市では、仕事や生活に困っている方のための相談窓口を開設しています。窓口では、相談支援員が話を伺い、関係機関と連携して、経済的・社会的な自立に向けた支援を行います。相談費用は無料です。

受付時間 午前8時30分〜正午、午後1時〜5時

(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

相談窓口 市役所1階社会福祉課

生活自立相談窓口

※まずは、電話で問い合わせてください。電話が難しい場合は、直接相談窓口へお越しください。

住居確保給付金

離職により困窮状態になった方を対象とした家賃相当額の給付(有期)と、就職に向けた支援を行います(受給には要件があります)。

生活保護制度との違い

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者が生活保護の受給に至らないよう自立を支援する制度で、基本は現金給付ではなく、経済的・社会的な自立に向けた相談支援を行うものです。

問合せ 社会福祉課庶務係 ☎ 107



シリーズ 地球温暖化対策

いま、行動しよう!

第2回 暮らしの節約ポイント

問合せ 環境保全課環境保全係 ☎ 226



▲エコちゃん

エコ 寒さが厳しい季節になってきましたね。家の中を暖かくするにはどうしたらいいのかな?

クール先生 方法はたくさんあるよね。家の中で熱が一番逃げるところは、どこだと思おう?

エコ どこだろう...ヒントをください!

クール先生 外の空気に触れているところで、家に何か所かあるところだよ。

エコ もしかして...窓かな?

クール先生 正解!家の中で一番熱が逃げてしまふところは窓なんだ。

エコ そうか、熱が窓から逃げないように、厚手のカーテンを用意してあげるといいんですね!

クール先生 そうだね。そのほかにも、ガラスが二重になっている複層ガラスは断熱性が非常に高く、結露もしないんだ。複層ガラスへの改修工事には、市の助成金も利用できるんだよ。ほかにも、熱を逃がさない工夫は、例えば、こたつにも応用できるんだよ。厚めの掛け布団と断熱効果のある敷きものを利用すると、こたつの保温効果が上がってとてもエコだよ。

エコ いろいろな工夫がエコにつながりますね!



▲クール先生

第34回羽村市駅伝大会に伴う交通制限

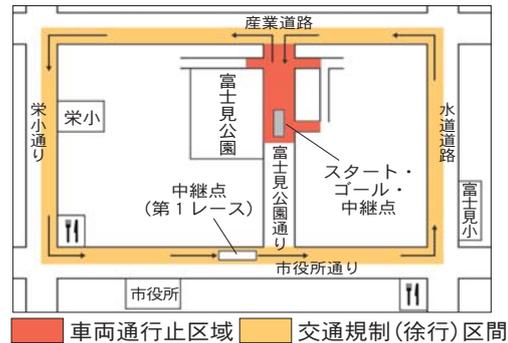
駅伝大会開催に伴い、交通制限を行います。近隣の方や店舗の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

※コース周辺に路上駐車などをしないでください。

交通制限日時 3月6日(日)

○交通規制(徐行) 区間：午前8時～午後1時

○車両通行止区域：午前9時～正午
問合せ スポーツセンター ☎5551-0033



雨水浸透ますは定期的に掃除を

雨水浸透ますは、定期的に掃除をしてください。

落ち葉などがたまると、雨水が浸透しにくくなります。

市では、住宅の屋根に降った雨水を地中に浸透させる浸透ますなどを設置する場合、工事費の一部を助成しています。



※詳しくは、市公式サイトをご覧ください。また、お問い合わせください。

問合せ 下水道課工務管理係 ☎244

はい！こちら消費生活センター 架空請求メールの相談が増えています！



スマートフォンや携帯電話に送信される架空請求メールの相談が増えています。

相談事例1

スマートフォンに「未払い金滞納の期間が長期に渡っています。本日中にご連絡頂けない場合はあなたが対する民事訴訟手続きを開始します」という、電話番号が掲載されているメールが届きました。まったく身に覚えがないのですが、サイトに連絡した方が良いでしょう。

相談事例2

携帯電話にアダルトサイトの未納料金の請求メールが届きました。心当たりはなかったのですが「本日中に連絡がなければ訴訟になる」とあったので、サイトに電話をしたところ「未納料金は30万円。今日中に支払えば半額でよい」と言われました。怖くなりすぐに電話を切りました。支払わなければならないのですか。

アドバイス

「身に覚えのない請求がメールで送られてきた」といった相談が少なくありません。こうしたメールは、不特定

多数の人に一齐に送信されているもので、その内容は根拠のないものです。メールを見て不安になり、連絡してきた人に金銭を支払わせるのが目的だと考えられます。

対処法

- サイトに電話やメールをすると、執拗に支払いを請求されるため、絶対に連絡をしないでください。
- 「退会」や「誤操作の方はこちらへ」などを口実として連絡させようとすると、ケースもありますが、このようなメールは無視してください。
- もし、メールを送信したり、電話をかけてしまったりした場合には、受信拒否機能や着信拒否機能を利用して、様子を見ましょう。
- 一度支払ったお金を取り戻すことは極めて困難ですし、繰り返し同じような請求をされることになりかねません。「法的措置をとる」などと記載されていても、慌ててお金を支払わないでください。

問合せ 消費生活センター ☎5551-

1111 ☎641